

平成24年第7回片品村議会臨時会会議録第1号

議事日程 第1号

平成24年12月26日（水曜日）午前3時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第55号 片品村学校統合有識者会議条例の制定について
- 日程第 4 議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第58号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 7 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第55号 片品村学校統合有識者会議条例の制定について
- 日程第 4 議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第58号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 7 字句等の整理委任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成24年12月26日			
出席議員 13名	欠席議員 1名	欠員 名	
第 1 番	星 野 栄 二	(出 席)	
第 2 番	梅 澤 志 洋	(出 席)	
第 3 番	星 野 精 一	(出 席)	
第 4 番	高 橋 正 治	(出 席)	
第 5 番	千 明 道 太	(出 席)	
第 6 番	星 野 逸 雄	(出 席)	
第 7 番	今 井 功	(出 席)	
第 8 番	戸 丸 廣 安	(出 席)	
第 9 番	星 野 千 里	(出 席)	
第 1 0 番	飯 塚 美 明	(出 席)	
第 1 1 番	笠 原 耕 作	(出 席)	
第 1 2 番	星 野 育 雄	(出 席)	
第 1 3 番	星 長 命	(欠 席)	
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫	(出 席)	

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	吉 野 耕 治
農 林 建 設 課 長	萩 原 正 信
むらづくり観光課長	木 下 浩 美
教 育 次 長	佐 藤 八 郎
会 計 管 理 者	星 野 朋 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	桑 原 健 一 郎
主 査	金 子 小 百 合

議長（高橋正治君） ただいまから、平成24年第7回片品村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

午後3時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番 入澤登喜夫君及び1番 星野栄二君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高橋正治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3 議案第55号 片品村学校統合有識者会議条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第4、議案第56号 片品村学校統合有識者会議条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第55号 片品村学校統合有識者会議条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

急速に少子化が進む中での片品村の学校教育のあり方については、検討委員会から答申をいただき、教育委員会に検討を依頼したところですが、その結果、次の3点について報告がありました。

1、小学校は平成28年4月を目途に片品小学校に統合し、その前年度までに改築を实

施する。

2、中学校は、大規模改修と耐震補強工事を速やかに実施する。

3、特色のある教育の充実のために、小中一貫教育を推進するとともに尾瀬を始めとした自然環境を活かした教育を推進するというものです。

これらの提言を具体的に実施するために広く有識者の意見を聞き、よりよい学校施設並びに教育環境を整えることを目的として条例の制定をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、教育次長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

教育次長 佐藤八郎君。

教育次長（佐藤八郎君） はい、教育次長。

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 8番。戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

確認のために、少々お教えいただきたいのですが、部会構成と人数、設置時期など現在のところでお考えがまとまっていればその点を教えてください。お願いします。

議長（高橋正治君） 教育次長 佐藤八郎君。

教育次長（佐藤八郎君） はい。

各部会の人数それと設置時期ということでございました。

この条例の主な目的は、第5条に規定してあります部会でございます。この研究協議すべき諸問題というところ、1号の新片品小学校建築部会から第4号スクールバス部会それから第5号のその他教育委員会が必要と認める部会ということでございます。最初に有識者会議の人数、例えば20人とか30人とかというように定めておりません。

これはなぜかと申しますと、最初にその部会を立ち上げさせていただいて、その集合体が有識者会議というふうになるということでございますので、そのメンバーにつきましては、小学校の建築部会等につきましては、学校の教職員それから保護者の代表であります

P T Aの役員等を想定しておりますけれども、その都度、その都度教育委員会が必要とする人員を村長の方に報告を上げて委嘱をしていただくというふうに考えておりますので、その都度、その都度人数が必要であればお願いをするということでございますので、これから教育委員の方々に協議をしていただいて、どのような人選をしていただくかということになりますけれども、そんなに各部会の人数が多くなろうということは想定はされません。概ね一つの部会10人程度かなというふうには考えております。

それで、第5条の第2項で同時に二つ以上の部会に属することができるというふうにも規定しておりますので、小学校の建築部会あるいは片品中学校の改修部会ということで委員の方が同じ方になるということも考えられます。

それから小中一貫教育に係る教育課程部会におきましては、これはもう教委職員、片品に勤める教職員が主な委員になろうかと思いますが、なお、それには教育事務所の先生ですとか、あるいは大学の教授ですとかそういうことも考えられるのではないかなと、もちろん協議していただけるのは教育委員の方々に協議をしていただきますので、そういう方々が候補には上がるのかなとは考えられます。

あるいはスクールバス部会ですと、村内にあります交通機関の具体的に例を挙げれば、関越交通ですとかその他民間のバス会社の方々というようなことが、候補に上げられますので、概ね、一つの部会が10名程度になるのかなと思いますけれども、これから選考していただいて、委嘱をしていただきますので、必ず何人という、逆に、これの前に作らせていただいた、学校のあり方検討委員会というのがありましたが、これは20名以内の委員で構成すると、あるいはその構成する委員をどのような人をお願いするか、これは議員の方々にもお願いをしたり、あるいは関係する団体の代表者というふうに規定をしましたが、今回の条例については、そういう規定をしないで、必要と認められる人を是非お願いしたいということで、人数それからどのような方をお願いするかということが規定に入っていないということでございます。

それからいつ頃立ち上げるかということでもございましたけれども、施行期日を来年の1月1日、もう一週間ちょっとくらいのところで行いたいと考えております。

それで、今、基本設計しているところですが、本設計、実設計の方は平成25年度一年を掛けてということでも考えておりますので、できるだけ片品小学校の設計については、できるだけ早くというふうに考えておりますので、施行期日とも絡めて、年が明けて1月には立ち上がるものと考えております。

以上でございます。

8番（戸丸廣安君） わかりました。

議長（高橋正治君） 引き続き、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第55号 片品村学校統合有識者会議条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 片品村学校統合有識者会議条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第4、議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

議案第55号でご承認いただきました、片品村学校統合有識者会議委員の報酬日額を、他の同様委員と同額の8千円に定め、別表に加えるものです。

附則につきましては、施行期日を定めたもので、平成25年1月1日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。
これから、議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第56号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 工事請負契約の締結について

議長（高橋正治君） 日程第5、議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造君。
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。
議案第57号 工事請負契約の締結について、提案の説明を申し上げます。
平成24年災道路災害復旧事業第15号につきまして、去る12月21日に入札を行い、落札業者が決定しましたので、契約の締結をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、農林建設課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。
農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君） はい、農林建設課長。
(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。
これから、議案第57号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第57号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されま
した。

日程第6 議案第58号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第5号）について

議長（高橋正治君） 日程第6、議案第58号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第
5号）についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第58号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第5号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,155万3,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税と総務費県補助金の増額であります。

歳出につきましては、商工費の観光施設管理委託事業の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

(詳細説明)

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午後3時52分

午後3時53分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第58号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 字句等の整理委任について

議長（高橋正治君） 日程第7、字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

議長（高橋正治君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第7回片品村議会臨時会を閉会します。

午後 3時57分 閉会